〃	第十一回	六十九億七千百四十四万円	六十九億四千七百十七万九千四百五十円
〃	第十二回	五十三億九百三十二万円	五十二億九千三百十七万九千六百九十四円
〃	第十三回	三十二億五千二百五十九万円	三十二億四千百二十七万二千二十六円
〃	第十四回	四十五億九千九百三十万円	四十五億八千五百三十一万八千百四十七円
〃	第十五回	四十八億六千八百九十六万円	四十八億五千二百一万六千五十八円
〃	第十六回	三十九億四百十六万円	三十八億九千二百二十九万千三百七十三円
〃	第十七回	三十七億千九百三十二万円	三十七億六百三十七万六千七百九十三円
〃	第十八回	十七億五千六百四十四万円	十七億五千百十方四百三十三円
〃	第十九回	十九億七千九百二十四万円	十九億七千二百三十五万二千二百八十円
〃	第二十回	十億三千九百八十六万円	十億三千六百六十九万八千八百三十六円
〃	第二十一回	七億九千四百五万円	七億九千百二十八万六千七百十六円
〃	第二十二回	三億九千五百八十三万円	三億九千四百六十二万六千六百八十一円
〃	第二十三回	四億八千二百三十万円	四億八千六十二万千六百三円
〃	第二十四回	二億九千百六十八万円	二億九千七十九万三千二百九十八円
〃	第二十五回	一億七千三百二十五万円	一億七千二百六十四万七千九十三円
〃	第二十六回	一億三千九百四十万円	一億三千八百九十七万六千二百二十九円
〃	第二十七回	二億四千六百七十二万円	二億四千五百八十六万千四百二十円
〃	第二十八回	三億二千八万円	三億千九百十万六千九百六十円
〃	第二十九回	三億六千三百三十一万円	三億六千二百四万五千六百八十九円
〃	第三十回	二億四千二百八万円	二億四千百三十四万四千七十九円
〃	第三十一回	九億九千三百七十四万百二円	九億九千二十八万千八百十一円
〃	第三十二回	二億四百五十七万円	二億三百九十四万八千百十一円
〃	第三十五回	四百九十万円	四百八十八万六千五百十九円
〃	第三十六回	百二十万円	百十九万九千四百五十六円
合計		千二十億二千九百十四万円	千十五億四千四十八万七千五百七十七円

○農林水産省告示第九号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、同条第一項の種畜の等級の判定基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行し、同日付けで、昭和五十九年八月六日農林水産省告示第千五百四十二号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）は、廃止する。

平成二十四年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜改良増殖法施行規則第七条第一項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

1　牛

(1)　乳用種

		特級	1級	2級	級外
ホルスタイン種	血統	血統証明書を有すること。	同左	同左	左記以外のもの
	能力	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がAクラスであること。	別記1の1の(1)の遺伝的能力評価の成績がBクラスであること。	左記以外のもの	
	体型	別記2の1の(1)の体型基準に適合すること。			
その他の品種	血統	血統証明書を有すること。	同左	同左	左記以外のもの
	能力	別記1の1の(2)の後代の能力検定を受けていること。			
	体型	ジャージー種、ブラウンスイス種、エアシャー種及びガーンジー種にあっては、別記2の1の(1)の体型基準に適合すること。			